

科研費（基金分、一部基金分）の補助事業期間延長承認申請書の提出について

1. 提出期限（科研費電子申請システム上のデータ送信期限）

2019年3月1日（金）（必着）

2. 申請書の作成方法及び提出方法

(1) 研究代表者が行う手続きについて

- ①補助事業期間を延長する理由を所属する研究機関の事務担当者と相談の上、「様式F-14又はZ-14〔記入例〕」、「様式F-14又はZ-14〔作成上の注意〕」及び、科研費電子申請システムホームページ「研究者の方向け情報」に掲載されている科研費電子申請システム研究者向け操作手引き（交付内定時・決定後用）を参照し、「補助事業期間延長承認申請書」を作成してください。

（http://www-shinsei.jpsps.go.jp/kaken/topkakenhi/shinsei_ka.html）

- ②科研費電子申請システムより出力される「補助事業期間延長承認申請書」（紙媒体及び電子データ）の内容を確認の上、科研費電子申請システムにおいて所属研究機関に電子データを送信してください。

なお、電子申請システム非対応の課題については、下記ページよりダウンロードし、作成・印刷・押印の後に所属研究機関の科研費担当部署へ提出してください。

http://www.jpsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/index.html#e3

(2) 研究機関の科研費事務担当者が行う手続きについて

研究代表者から提出される「補助事業期間延長承認申請書（様式F-14又はZ-14）」（電子データ）の内容を確認の上、期限までに科研費電子申請システムにより本会へ送信してください。

電子申請システム非対応の課題の紙媒体の提出にあたっては、研究代表者から提出される「補助事業期間延長承認申請書（様式F-14）」（紙媒体）の内容を確認の上、「補助事業期間延長承認申請書（表紙）（様式E-10-1）」を添え、期限までに提出してください。また、別添1「補助事業期間延長承認申請書等の取りまとめ方法」に従い取りまとめ、封筒の表に「機関番号」及び「補助事業期間延長承認申請書在中」と朱書きしてください。

※紙媒体の提出にあたり、以下の点にご注意ください。

(1)「補助事業期間延長承認申請書（表紙）（様式E-10-1）」を作成して採択年

度毎に綴ってください。

(2)「様式提出時添付書類一覧」記載の書類（「交付申請書（写）」等）の添付は不要です。

※「補助事業期間延長承認申請書（表紙）（様式E-10-1）」は日本学術振興会ホームページからダウンロードしてください。

(https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/index.html)

3. 提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課 基金助成係

4. 留意事項

(1) 基金分（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）分は以下（2）を参照）

①助成金の取扱いについて

補助事業期間延長の承認をもって助成金の残額を繰り越して翌年度に使用できますので、科学研究費補助金とは異なり、繰越承認申請や助成金の返還は不要です。

②実施状況報告書等の提出について

補助事業期間の延長が承認された研究課題は、2019年5月末日までに「実施状況報告書」を提出してください。また、「実績報告書」の提出期日は2020年5月末、「研究成果報告書」の提出期日は2020年6月末となります。

③重複制限の取扱いについて

最終年度に補助事業期間の延長を行う場合（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う補助事業期間の延長（様式F-13-2）により手続きを行う場合を除く。）には、補助事業期間を延長した研究課題と、2019年度公募に新たに応募している研究課題の間において重複制限は適用されません。

(2) 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）分

①助成金の取扱いについて

補助事業期間延長の承認をもって助成金の残額を繰り越して翌年度に使用できますので、科学研究費補助金とは異なり、繰越承認申請や助成金の返還は不要です。

②実施状況報告書等の提出について

補助事業期間の延長が承認された研究課題は、延長後の補助事業期間最終年度を除

く各年度終了後、翌年度の5月末日までに「実施状況報告書」を提出してください（2018年度分の「実施状況報告書」については2019年5月末日までに提出してください）。また、「実績報告書」の提出期日は、補助事業が完了したとき又は延長後の補助事業期間最終年度の翌年度5月末、「研究成果報告書」の提出期日は補助事業が完了したとき又は延長後の補助事業期間最終年度の翌年度6月末となります。

(3) 一部基金分

①助成金の取扱いについて

助成金の補助事業期間延長の承認をもって助成金の残額を繰り越して翌年度に使用できますので、科学研究費補助金とは異なり、繰越承認申請や助成金の返還は不要です。

②補助金の取扱いについて

科研費（一部基金分）の助成金の補助事業期間の延長が承認された場合であっても、補助金の補助事業期間は延長されません（ただし、別途手続きにより補助金の繰越申請が承認された場合は翌年度に繰り越して使用することができます）。

また、補助金の繰越申請が承認された場合であっても、助成金の補助事業期間延長の承認がない場合には、助成金を翌年度に繰越して使用することはできません。

③実績報告書等の提出について

補助事業期間の延長が承認された研究課題であっても、2019年5月末日までに「実績報告書」を提出してください。また、「研究成果報告書」の提出期日は2020年6月末となります。

④重複制限の取扱いについて

最終年度に補助事業期間の延長を行う場合（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う補助事業期間の延長（様式Z-13-1又はZ-13-2）により手続きを行う場合を除く。）には、補助事業期間を延長した研究課題と、2019年度公募に新たに応募している研究課題の間において重複制限は適用されません。